

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成20年4月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
満濃町土地改良区	基盤整備促進事業 (区画整理・かんがい排水事業)	高屋原地区	平成20年2月8日
丸亀市	非補助土地改良事業 (区画整理事業)	飛石地区	平成20年3月11日
有信地区土地改良事業共同施行	非補助土地改良事業 (区画整理事業)	有信地区	平成20年3月18日